

# 雲南市立西小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条」より）けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

### (2) いじめに関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。そして、「いじめが解消している状態」【①いじめに係る行為がやんでいること（被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が相当の期間継続していること）②被害児童が心身の苦痛を感じていること】になったことを面談等により確認する。

☆いじめの定義、いじめに対する基本的な考え方は、年度当初及び生徒指導職員会議で随時確認し全職員が常に共通認識をもって対処できるようにする。

## 2 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 児童一人一人の能力・特性を正しくとらえる。（児童理解）
- (2) 心の安定の基となる学級経営を重視する。（信頼関係）
- (3) 教職員の連絡を密にし、状況に応じた対応ができる校内組織の活用を図る。（指導体制）
- (4) 家庭・地域・関係諸機関との信頼・協力関係を築く。（開かれた学校）

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| めざす児童像 | ○自分を、友だちを大切にできる児童<br>○正しい判断で自己決定し、行動できる児童<br>○周囲の人々との信頼関係や人間関係を築く児童 |
|--------|---------------------------------------------------------------------|

## 3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ・不登校・問題行動等対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、該当児童担任、児童支援担当、特別支援 CN、養護教諭、その他関係職員からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ・不登校・問題行動等対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

生徒指導職員会議を行い、全教職員で配慮を要する児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (3) 子どもを語る会

児童の情報交換（よさ、気になる児童の行動等）をきめ細かく行うため、職員会議で随時、子どもを語る会を行う。

## 4 いじめ未然防止のための取り組み

### (1) 学級経営の充実

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てるようにする。
- 人との関わりを大切にした学習活動を展開し、互いを尊重し、学び合う態度を育てる。
- 終礼等で、友達や学級のよさを見つけて発表する機会を設定し、支持的風土を育てる。

### (2) 人権・同和教育の充実

- 「人権教育をすべての教育活動の基底に据える場面と支援」を具体的な生活場面で考え、学期ごとに振り返りを行い、学校生活のあらゆる場面で人権教育の視点から指導体制を整える。
- 人権週間に合わせ取組を行い、人権意識を高める。

### (3) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

### (4) 体験活動の充実

- 栽培活動などを通し、命の尊さを感じさせる。
- 地域の人や西こども園児童、高齢者などとの交流を図り、共に生きる心を育てる。

### (5) なかよしタイムの実施（月 2～3 回 火曜日の朝活動で実施）

- ソーシャルスキルに関する児童・生徒の困り感の改善・克服や自己肯定感の向上を図る。
- よりよい学級集団作りを行うことによって不登校・いじめ等の未然防止を図る。

### (6) なかよし（縦割り）班活動の実施

- 学校行事、児童会活動等の自治的活動をなかよし班（縦割り班）で行うことを通し、協力し助け合う態度を育てる。

### (7) 一人一人の特性を理解するための指導

- 年度当初に、全学年の実態に応じ、学び方の指導を行い、一人一人の違いを認めていこうとする意識を高める。

### (8) 相談体制の整備

- アンケートQ1の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 生活アンケート（いじめに関するアンケート）を各学期 1 回行い、それをもとに教育相談で、児童一人一人の理解に努めるとともに、交友関係を把握する。
- スクールカウンセラーと児童や保護者、教職員が相談できる場を設定したり、スクールカウンセラーからアドバイスをもらったりするなど、スクールカウンセラーと連携をしていく。
- 学校相談員を設置し、電話やメール等いじめの通報・相談を受け付ける体制を整備する。  
児童、保護者に対しては、たより・集会・講演会等を通して周知を図り、児童の人権を尊

重した指導・対応を一層心がけていく。

- 何でも話せる職員室をめざし、普段から児童についての情報交換を行う。

(9) 家庭・地域・関係諸機関との連携

- 家庭・地域・関係諸機関との情報交換を密にし、信頼関係を築き、学校外での児童の状況を把握する。

(10) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童のインターネット等に関する使用状況を調査して現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をし、正しい使い方を身につけさせる。

(11) 特に配慮が必要な児童

- 日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。また、必要に応じて異なる校種間の連携を進め、配慮が必要な児童についての情報共有を行う。

## 5 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 家庭・地域・関係諸機関との連携

- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、地域、関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 教育相談の実施

- 学期ごとに、生活アンケート（いじめに関するアンケート）を行う。それをもとに教育相談を行い、一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取る。担任だけでなくいろいろな教員が相談にあたり、多面的な目で子どもの相談に対応することができるようにする。

(3) アンケートQ Uの実施

- 年2回アンケートQ Uを実施し、学級内でいじめられている可能性のある児童がいないか考察する。

(4) 日常における指導（日記指導等）

- 休み時間の児童の様子に目を配ったり、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

## 6 いじめに対する対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職、生徒指導主任へ報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、管理職は直ちに市教育委員会に報告する。学校は、いじめ・不登校・問題行動等対策委員会を開き、対応を協議する。その後、職員会議等で全教職員に共通理解を図る。
- 事実にかかる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童・保護者に対しては心のケアを最優先し、信頼できる人（親しい友達や教職員、家族等）との人間関係が築けるようにする。登校を無理強いしないで、継続的に

寄り添い支える体制をつくる。

- いじめを行った児童から事実関係を聴取し複数教員で連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとり、継続的に指導する。保護者には迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
- いじめが起きた場合に、いじめを傍観していた児童に自分の問題としてとらえさせ、いじめをやめさせられなくても誰かに知らせる勇気を持つように指導する。はやしたてるなど同調した児童に対しては、それがいじめに加担することであることを理解させるなど集団に対する指導を行う。
- いじめが起きた集団に対しては、すべての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる安全・安心が確保されている集団作りを進める。
- 学校は、いじめの加害と被害児童が同校に在籍していない場合、学校同士で情報共有し、適切に支援、指導・助言できるように相互の連携・協力を行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- 必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、児童が受けた「心の傷」のケアに努める。

## **7 重大事態への対処**

### **(1) 重大事態の定義**

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(以上2項目については、「いじめ防止対策推進法 第5章 第28条」より)

- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合。

### **(2) 重大事態への対処**

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携をとり、いじめ終結に向けた適切な対応を進める。調査実施前に、被害児童・保護者に対して、〈調査の目的・目標〉〈調査主体（組織の構成・人員）〉〈調査時期・期間〉〈調査事項〉〈調査方法〉〈調査結果の提供〉を説明する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## **8 いじめ対策年間指導計画【別表1】**

## 9 いじめ対応基本マニュアル【別表2】

【別表 1】いじめ対策年間指導計画

| 月  | 教職員の活動                                                                              | 児童の活動                                           | 保護者への活動                                                  |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 4  | ○いじめ防止基本方針の検討<br>○いじめ対策に関わる共通理解<br>○学級の様子、配慮すべき児童についての情報交換<br>（職員会議）<br>○なかよしタイムの研修 | ○学級開き・学級のルールづくり<br>○なかよしタイム                     | ○いじめ対策についての啓発（PTA 総会）<br>○保護者との情報交換（学級懇談会）               |
| 5  | ○配慮すべき児童についての情報交換（職員会議）<br>○いじめアンケートの実施と教育相談                                        | ○なかよし班開き<br>○なかよしタイム                            | ○保護者との情報交換（家庭訪問）                                         |
| 6  | ○アンケートQU1 回目の実施<br>○配慮すべき児童についての情報交換（職員会議）                                          | ○教育相談<br>○なかよしタイム                               |                                                          |
| 7  | ○教育相談の情報交換（職員会議）<br>○アンケートQUの結果考察と対応策の検討、共有<br>（職員会議）<br>○雲南地域学校警察連絡協議会             | ○夏休みのくらしの約束<br>○なかよしタイム                         | ○インターネット状況調査                                             |
| 8  | ○生徒指導に関する研修<br>（職員研修）                                                               |                                                 |                                                          |
| 9  | ○配慮すべき児童についての情報交換（職員会議）                                                             | ○西小運動会<br>○なかよしタイム                              |                                                          |
| 10 | ○いのちや性、人権・同和教育に視点をあてた授業公開（各学級）<br>○アンケートQU2 回目の実施<br>○配慮すべき児童についての情報交換（職員会議）        | ○人権・同和教育に視点をあてた授業<br>○なかよしタイム                   | ○いのちや性、人権・同和教育に関する授業（学習公開日等）<br>○保護者啓発研修会（学習公開日・PTA 研修会） |
| 11 | ○アンケートQUの結果考察と対応策の検討、共有（職員会議）<br>○いじめアンケートの実施と教育相談<br>○子どもを語る会                      | ○教育相談<br>○いきいき発表会（学習発表会）<br>○なかよし遊び<br>○なかよしタイム |                                                          |

|    |                         |                                  |                  |
|----|-------------------------|----------------------------------|------------------|
| 12 | ○配慮すべき児童についての情報交換（職員会議） | ○人権週間<br>○冬休みのくらしの約束<br>○なかよしタイム | ○保護者との情報交換（個人懇談） |
| 1  | ○配慮すべき児童についての情報交換（職員会議） | ○なかよしタイム                         |                  |

|   |                                                    |                                          |                               |
|---|----------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------|
| 2 | ○教育相談の情報交換（職員会議）<br>○1年間の取り組みの反省（学校評価）<br>○子どもを語る会 | ○教育相談<br>○6年生を送る会<br>○なかよし遊び<br>○なかよしタイム | ○学校評価の実施<br>○保護者との情報交換（学級懇談会） |
| 3 | ○学級経営の反省と次年度への引き継ぎ                                 | ○春休みのくらしの約束<br>○なかよしタイム                  |                               |

| 年度      | 28 | 29 | 30 | 31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 見直しチェック | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |

## 10 その他

- ・いじめが解消している状態と判断するまでは、1ヶ月後、及び3ヶ月後に再発の有無を確認すること。
- ・アンケート等の資料は1年間保存（重大事態5年間保存）し、再発防止のため、確実に引継ぎを行う。